

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年9月20日（平成28年（行情）諮問第596号）

答申日：平成29年1月18日（平成28年度（行情）答申第661号）

事件名：自殺した児童生徒についての学校としての配慮状況が記載されている
文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

自殺した児童生徒についての学校としての配慮状況が記載されている文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、以下の文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

文書1 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）

文書2 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月10日付け28受文科初第1340号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

文書の特定に誤りがある。

審査請求人は、自殺事案の開示請求をした。

指針、手引きの開示請求をしていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 文書の特定について

行政文書開示請求書の「1. 請求する行政文書の名称等」においては「自殺した児童生徒についての学校としての配慮状況が記載されている文書」と記載されており、個別の自殺事案についての文書を請求されているものではない。

文部科学省としては、本件請求文書とは、児童生徒が自殺をした場合に、学校として、いかなる配慮を行うべきかについて記載された文書を意味すると考え、開示文書を特定したところである。

開示文書である文書1及び文書2は、自殺が起きてしまった後の遺された他の子どもたちや家族に対するケアや子どもの自殺に関する実態把握のための体制の整備を進めるため、周囲の関係者に対するメンタルヘルス（※1）や危機管理（※2）、第三者調査も視野に入れた背景調査といった事後対応の在り方（※3）について取りまとめられたものであり、児童生徒が自殺をした場合に、学校として、いかなる配慮を行うべきかについて記載された文書に当たる。

したがって、文書1及び文書2（本件対象文書）は、審査請求人の請求する行政文書に該当する。

※1 周囲の関係者に対するメンタルヘルス

文書1：4頁及び10頁

文書2：7頁ないし9頁

※2 危機管理

文書1：6頁

文書2：1頁ないし3頁

※3 第三者調査も視野に入れた背景調査といった事後対応の在り方

文書1：全頁

2 原処分に当たっての考え方について

文部科学省においては、本件対象文書の特定について不備はないため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年9月20日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 同年12月13日 審議

④ 平成29年1月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1及び文書2（本件対象文書）を特定し、全部開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、「文書の特定に誤りがある。審査請求人は、自殺事案の開示請求をした。指針、手引きの開示請求をしていない。」として、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明す

る。

ア 本件対象文書（文書1及び文書2）は、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議が取りまとめを行い、各都道府県教育委員会教育長及び各指定都市教育委員会教育長等（以下、併せて「各教育長等」という。）を通じ、各教育長等が所管する学校及び域内の市区町村教育委員会等へ周知を依頼した文書であって、上記第3の1において説明したとおり、児童生徒が自殺をした場合に学校としていかなる配慮を行うべきかが記載されている。

イ 審査請求書における審査請求人の主張は、自殺をした児童生徒の学校において実際に配慮した個別の内容が記載されている文書が本件請求文書に該当するというものと考えられる。

ウ しかしながら、本件開示請求書の「1. 請求する行政文書の名称等」には、「自殺した児童生徒についての学校としての配慮状況が記載されている文書」との記載はあるものの、「学校において実際に配慮した個別の内容が記載されている文書」の開示を求める旨の記載にはなっていない。

本件開示請求があった際に、今般、審査請求人が審査請求書で主張している内容も含め、審査請求人が本件開示請求によって本件対象文書以外の文書の開示を求めていることも考えられたため、審査請求人に対し、本件開示請求によってどのような文書の開示を希望するのか確認したところ、その際には明確な回答はなく、今般、審査請求書で主張している内容の文書の開示を求める旨の説明は一切なかった。

エ 本件対象文書は、上記の経緯を踏まえ特定したものである。

したがって、本件対象文書は本件開示請求に対して特定するに最適な文書であり、特定に誤りはないものとする。

(2) 以下、検討する。

ア 審査請求人は、審査請求書において開示を求めたのは、実際の自殺事案に関する文書であるとの主張をしている。

イ しかしながら、本件開示請求書には、自殺事案の発生した日時、場所等これを特定するに足りる事項が一切記載されておらず、また、処分庁がどのような文書の開示を希望するのか確認したところ審査請求人は明確な回答をしなかったというのであるから、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定したことに誤りはないとする上記諮問庁の説明は首肯できる。

ウ したがって、審査請求人の主張は認められず、本件請求文書に対し本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定

し、開示した決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋